# 定款

株式会社 グリーンクロス

# 株式会社 グリーンクロス 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

**第1条** 当会社は、株式会社 グリーンクロスと称し、英文ではGREEN CROSS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 交通標識、看板等の製造、販売
  - (2) 建設工事用保安用品の販売
  - (3) 土木、建築資材のレンタル及び販売
  - (4) 防火、防災及び安全に関する設備機器、事務用機器、測量用機器のレンタル業
  - (5) 防火、防災及び安全に関する設備機器、システムの販売並びに保守業務
  - (6) 下記の工事業
    - 1、 塗装工事業
    - 口、 とび・土木工事業
    - ハ、造園及び外柵工事業
  - (7) 広告代理業
  - (8) 再生可能エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する業務
  - (9) 不動産の賃貸業
  - (10) 青写真印刷業及びフィルム現像、焼付、引伸並びにフィルム複写業
  - (11) 喫茶店・レストランの経営
  - (12) 手話・点字・英会話・古典の教室の経営並びに建設業関係の諸資格取得のための教室の経営
  - (13) 下記の商品の輸出入業
    - イ、 防火、防災及び安全に関する設備機器
    - 口、 土木、建築資材
    - ハ、事務用機器
    - ニ、測量用機器
  - (14) 子会社の経営指導及び業務受託
  - (15) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告 をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、36,101,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元の株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

**第8条** 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に 関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時 これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集権者及び議長)

- 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株

主総会を招集し、議長となる。

## (決議の方法)

- **第13条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使する ことができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## (議決権の代理行使)

- **第14条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。
  - 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (電子提供措置等)

- **第15条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

# 第4章 取締役及び取締役会

# (員 数)

- 第16条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
  - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

## (選任方法)

- 第17条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
  - 4 監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

# (任期)

- 第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期 の満了する時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議によって取締役最高顧問、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、 取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

## (取締役会の招集権者及び議長)

- 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
  - 2 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## (取締役会の招集通知)

- **第21条** 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

# (取締役会の決議方法)

- 第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取 締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## (重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## (報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## (取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とす る。

## 第5章 監査等委員会

## (常勤の監査等委員)

第27条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

#### (監査等委員会の招集通知)

- 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### (監査等委員会規程)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員 会規程による。

# 第6章 会計監査人

## (選任方法)

第30条 会計監査人は、株主総会において選任する。

## (任期)

- 第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。
  - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会 において再任されたものとみなす。

## (報酬等)

第32条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

# (会計監査人の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償 責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令 が規定する額とする。

## (事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

## (剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

#### (剰余金の配当の基準日)

- 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。
  - 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### (中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。

## (配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、 当会社はその支払義務を免れる。

# 附則

#### (監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第46期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## (株主総会資料の電子提供等に関する経過措置)

- 第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに 規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものと する。
  - 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更 前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。
  - 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い 日後にこれを削除する。

平成 3年6月25日 一 部 改 訂 平成 3年7月30日 全面改訂 平成 6年7月28日 一部改訂 平成 7年3月31日 一部改訂 平成 7年4月10日 一部改訂 平成 8年3月23日 一部改訂 平成 8年7月26日 一部改訂 平成 8年8月30日 一部改訂 平成 9年7月25日 一部改訂 平成 10 年 7 月 28 日 一部改訂 平成 14 年 7 月 25 日 一部改訂 平成 15 年 7 月 29 日 一部改訂 平成 16 年 7 月 28 日 一部改訂 平成 17 年 7 月 28 日 一部改訂 平成18年4月 1日 一部改訂 平成 18 年 7 月 28 日 一部改訂 平成21年7月29日 一部改訂 平成23年7月28日 一部改訂 平成24年7月26日 一部改訂 平成25年7月26日 一部改訂 平成27年7月29日 一部改訂 平成29年7月28日 一部改訂 平成30年11月1日 一部改訂 令和 4年7月28日 一 部 改 訂